

榊原篁洲著「大明律例諺解」と「明律譯解」について旧説を是正する

松下 忠

一、序——問題提示——

この小考は「紀州藩律學の研究」の一節を成すものであつて、首題について書名、卷數等を決定し、舊説の誤謬を訂正し、舊説の紛々を解決するのが目的である。

まず結論を云えば、榊原篁洲の著は「大明律例諺解」であり、卷數は本文三十卷外に目錄一卷計三十一卷である。然るに従來これについての記載が頗る區々であつて定説がない。即ち新井白石の停雲集には、
管奉^三侯命^一以撰^二大明律譯解^一（全集第六、六三九頁）

とあり、書名は大明律譯解で卷數は記してない。東條琴臺の「近代著述目錄後編」榊原篁洲の項には、

明詩譯解三十六、同 補遺十（日本古典全集による）とあり、明詩となつてゐる。これは恐らく同じ著者の編になる先哲叢談後編の記事のごとく、明律譯解三十六の誤植であらうと推定される。何となれば篁洲には明詩譯解の著述がなかつたという事實の外に、古典全集本は唐律和字解四十二とあるべきものを唐詩和字解四十二とし、同じような誤植を犯しているからである。同じ著者琴臺の編「先哲叢談後編」には

管奉^三侯命^一撰^二明律譯解^一三十六卷

とあり、日本教育史資料（三）學士小傳榊原篁洲の項には、

管奉^三侯命^一撰^二明律譯解^一

とあり、卷數は略してある。國書解題には、

大明律例諺解 寫本三十一卷 著者未詳

とあり、南紀先賢列傳（和歌山縣、教育會編）には、

大明律例諺解 三十一冊

明律譯解 三十六冊

補 異 十冊

とあり、大明律例諺解と明律譯解とを全然別箇の著書としている。近世漢學者（傳記著作）大辭典には、

大明律例譯解 三十一卷刊

明律譯解 三十六卷

明律譯解補遺 十卷

とあり、前者とほぼ同じであるが、たゞ頭書の書名を異にしている。以上七つの場合を例示したが、一つとして一致したものがないのは驚くべき事であり、而も學界は今までこれを看過して來た。

たゞ淺井虎夫氏は京都法學會雜誌四卷四號（明治四二・四・二）に、「明律ニ就テ」と題して、明律の編纂の沿革と傳本と註譯本等について系統的に論じているが、本邦人ノ手ニナル和解本なる項目の中に、

明律譯解同補遺 榊原篁洲撰

大明律諺解大成三十卷 同 上

を擧げてゐる。著者は卷數の記載がない分に關して、

有明律國字解ノ外ハ寫本ヲ以テ傳エラル。其ノ卷數ヲ明記セザルハ吾人ノ披見セザル所ニ係リ暫書目ニヨリテ書名ヲ掲ゲ他日ヲ待テ増訂セントス

と學究的に説明している。これによると同氏も「明律譯解同補遺」については披見したことがなく、たゞ書目よつて記録したにとどまるようである。私が敢て、この問題を取上げて解決を試みようとする所以はこゝに在る。

二、問題の焦點

先哲叢談後編の記事は次の通りである。

纂洲歲過不惑、好讀文獻通考・六典・通典等書、專研討論歷朝之沿革制度。故如明律、尤其所精究。嘗奉侯命、撰明律譯解三十六卷。一

自是而後若高瀨學山・物徂徠之輩、講明律者、往々有矣。其講明律學政書、起自纂洲云。

問題は二つある。

第一は侯命とは誰の命か

第二は明律譯解三十六卷を撰したとあるがこの本はどう云う本か。

まず書名の解明からは入るが、これについては前述のように異説が甚だしいので、このように混亂するに至つた経過を想定して、一應整理してみる必要がある。明律譯解の名は白石より琴臺に繼承され、琴臺が三十六卷と記録してから後は、後世の學者は、明律譯解と云えば三十六卷だと理解し、書名も卷數も實證を経ることなく無反省に記録したものであるまいか。何となれば、白石や琴臺が、明律を國字で譯解した書物と云う意味に用いたものであると假定するならばおのずから別であるが、恐らく後の學者の誰もが考えるように、固有名詞に用いたものであるとするならば、明律譯解なるものは未だ嘗て發見された事を聞かないからである。この事は前述の通り、淺井氏の論文に於ても亦雄辯に物語られてゐる。近世漢學者（傳記著述）大事典は大明律例譯解三十一卷刊としてゐるが、これは果して如何なるものか、その實物も學界に示されていない。のみならずこれは明律譯解三十六卷でない事だけは、同書の後に、重ねて明律譯解三十六卷と記録されてゐるということによつて明かである。南紀先賢列傳は、昭和十二年和歌山縣教育會によつて刊行された便利な本であるが、これによると「大明律譯解自筆本。藩侯に奉つたもの。」と説明して次の寫真版を掲げている（同書五十九頁）

元祿庚午九月望日、奉

命爲律例譯解。十一月冬至日起稿、甲戌五月稿成。

總三十卷、通目錄計一千六百三十四葉。至十一月五日繕寫完
成、亦長至日也。三十卷、通目錄計二千單一葉。

玄輔識印

本書の出所は示されていないが、恐らくは南葵文庫藏・南葵文庫藏書目錄に出てゐる一のものであろうと思うが、遺憾ながら原物によつて證明する方法がない。という譯は、南葵文庫の藏書は現在東京大學圖書館に寄贈移管されてゐるが、この本は見當らず、原簿による調査を願ひ出た所、原簿に於ても亦赤線で抹消されてゐるとの事であつた。恐らく移管の時すでに散逸紛失してゐたものと思われる。

この實物の紹介によつて問題の解決は一應けりがついたのであるが、ここで特に指摘して置きたいことは、著者玄輔の識語によると、書名は明かに律例譯解であるのにも拘らず、南紀先賢列傳の編纂者は、説明の欄に「大明律譯解」とし「律例譯解」と同義語に用いてゐる點であり、このような大まかな稱呼こそ前述のような本書の混亂を導いた直接の原因であるということである。更に同書はその次に纂洲の著書を列舉してゐるが、この二つ「大明律例譯解三十一冊・明律譯解三十六冊」を全く別のものとして書並べて居る點に於ても二重の誤りを犯してゐる。近世漢學者（傳記著述）大事典の編者も亦同様である。

要するに首題について混亂を來した原因は、後世の學者が白石と琴臺の記録を鵜呑みにして「明律譯解三十六卷」を無視する事が出來ず「大明律例譯解三十一卷」の外に「明律譯解三十六卷」があるものと考え、それを實物によつて考證する事もなく、無批判に兩書を書並べたのに由る。以上によつて兩書の關係は一應明かになつたが、この判斷に誤りがない事が、今回私が發見した資料——參訂本——によつて更に明晰となつた。

三、原撰本と参訂本の著述

ここに原撰本と假稱したものは、南紀先賢列傳に掲載紹介された謄解本で、これは箕洲の識語によつて明かな通り、元祿庚午三年（二六九〇）九月奉命、十一月起稿、甲戌七年（二六九四）五月脱稿、十一月五日繕寫完成のものである。元祿三年より七年にかけては第二代藩主光貞の治世であるから、奉命とは光貞公の命である事は論を俟たぬ。光貞公が律書を好んだ事は、徳川十五代史（内藤恥叟編）に、

才氣穎秀ニシテ剛勇武ヲ尙ブ、父ノ風アリ、亦律書ヲ好ミ、儒臣ニ命ジテ、明律ヲ譯セシム、紀州ニ法律學アルハ、コ、ニ起レリ、（第六編一四七頁）

とあるによつても明かであり、鳥井春澤に對して律學の研究を命じた事（後述）によつても證明される。光貞公のこの律書の好みは左右に近侍した儒官の李一陽や榊原箕洲の影響であろうと想像される。（別稿紀州藩明律學の研究参照）これが延いては箕洲に對する大明律例謄解著述の下令となつたのである。

参訂本と假稱したものは、今回本學の藏書中に發見した大明律例謄解の草稿原本である。この草稿本は目録一卷と本文十四卷計十五冊で本文十五卷以下三十卷迄を缺いていることは惜しい極みであるが、幸にして目録が存するので、その序文によつて著述の経緯が判明すると共に、本文三十卷外に目録一卷計三十一卷より成つていた事も證明される。本書の大きさは美濃本、装釘は假綴、用紙は美濃紙、縦二八糎横二〇糎、各葉無粋罫線なしで、これが草稿原本である事は、實物に接すれば疑問を挟む餘地はない。

左に本書序文の全文を掲げる。

大明律例謄解序

法律之詳。莫若大明律例矣。只因吏文少解。條例無註。而讀

者往々不能通曉焉。頃歲榊原玄輔爲之註說。凡三十一卷。其書以俚語解。教人易曉。名之曰謄解。然而尚未脱稿也。今茲之夏。其子武卿。及一二通律者。相與参訂。聊成其業。惟恐引證或爽。解意不當。故尚未敢繕寫。以俟後之考正焉。夫本朝擬刑。原有成憲。然罪之可疑。議之難決者。參之此書。則或得其情矣。此謄解之所以作也。

于時

正徳三年冬十一月

これによると榊原箕洲の謄解三十一卷は當時一應の完成を見たが、未だ脱稿とまでは至らなかつたのを、箕洲の長子武卿（號説洲）及び一二律學に通じた學者が相與に参訂して正徳三年夏に完成し、之を清書し終つたのが同年冬十一月である。しかしこれでも「引證爽あり解意當らざる」を恐れて、未だ敢て繕寫せず、以て後の考正を俟つという態度をとつた事が分る。然しながら鳥井春澤の家譜には、

正徳三已年大明律謄解校正之御用相勤候に付御褒美黃金一枚頂戴とあり、この家譜によつて二つの事が知られる。第一は本書の著述が藩主吉宗の意圖に叶つたと云う事である。さて吉宗と律學とは淺からぬ關係がある。紀州藩律學の開拓者とも云うべき箕洲は、吉宗が藩主を嗣いだ翌年まで活躍して居り、嗣立後は高瀬學山なる律學者が新たに拔擢されて儒官となつた。吉宗はこの二人の律學者を信任し、二人から律學の影響を受けた事が十分に察せられる。例えば公の自著紀州政事草や紀州政事鏡に訟獄斷罪の事が頻出してゐる事實などその一例である。（別稿紀州藩律學の研究参照）第二は序文にある「一二通律者」の一人は鳥井春澤であつたという事である。鳥井春澤はこれより先藩主光貞の命によつて李一陽について律學の研究をした近侍の臣である。その家譜に云う、

元祿元辰年正月廿七日學問も精出相勤候に付律之儀致指南候様にと

一陽に被仰付候

かくして藩主吉宗の理解ある後援の下に、武卿や春澤などによつて参訂本の著述が行われたのである。

四、本學所藏本と上野圖書館所藏本

大明律例諺解は寫本によつて傳へられているに過ぎないので、現存するとしても寥々たるものと思われる。私の調査した範圍では上野圖書館に一本が所藏されているのみ。該書は「福島藏書」の印記があり三一卷揃いの完本であるが、本學のに比較すると、體裁にも料紙にも書體にも格段の相異がある。上野本は書體より判斷して數名による分擔筆寫で粗雑な書體もあり、表題は題簽であるが、本學のは同一の書體で書題簽である。上野本は題簽は「大明律例諺解」版心の題目は「明律諺解」であるが、本學のは版心に書名がない。本學本卷一冒頭に於ける序文は上野本に於ては奥書として卷三十の七十七葉、七十八葉一行に亘つてゐる。上野本は諸所に附箋の註記があり、これによつて判斷すると、原本から轉寫したものではないことが明かである。その註記の一例

(イ) 卷一、三葉 刑網簡要

(附箋) 網水本綱ニ作ル綱誤カ江本可考

(ロ) 同 十二葉 死刑二磔絞斬梟首

(附箋) 網水本磔作ル磔カ江本可考 (備考 罐岳ノ俗)

(ハ) 卷九 五十二葉 元朝滅ヒテ

(附箋) 滅滅誤カ江本滅也江本可考

(ニ) 卷一四 四葉 鳴鞭訖贊

(附箋) 託贊訖カ江本作訖

以上はほんの四例であるが、上野本の原本は水本や江戸本(江本)によつて考勘訂正されねばならぬほど誤りが多かつたものらしく、よい系統のものとは思われない。(ハ)の例の如き、明かに滅を消して滅とした痕跡が残つており「江本滅也」の四字の墨色や書體は、他の「滅誤カ江本可考」の部分とやゝ異つてゐる點から推して、江戸本によつ

て後に訂正したものと考えられる。本學のものは、この四箇所は

(イ) 刑網簡要(卷之一本文二葉裏)

(ロ) 死刑二磔絞斬梟首(卷之一本文九葉裏)

(ハ) 元朝滅テ(卷之九本文三六葉裏)

(ニ) 鳴鞭訖贊(卷之十四本文三葉裏)

となつてゐる。其の他詳細に例示すれば、本學のものが上野本に比して系統の正しい順據的なものであることが結論されるが、詳細は別稿に譲りこゝでは以上の四例にとゞめておく。

五、結 語

以上元祿甲戌完成の原撰本と、本學藏正徳三年清書の参訂本と上野圖書館藏本とを考察することによつて、榊原篁洲の著は「大明律例諺解三十一卷」であつて、「明律諺解三十六卷」ではないという結論に到達した。ここに於て白石・琴臺以下の記載は當然書名や卷數等について訂正されねばならず、又國書解題に著者未詳とあるのも解明された譯である。

(イ) 卷一、三葉 刑網簡要

(附箋) 網水本綱ニ作ル綱誤カ

江本可考

(ロ) 同 十二葉 死刑二磔絞斬梟首

(附箋) 網水本作ル磔カ (備考 罐岳ノ俗)

(ハ) 卷九 五十二葉 元朝滅ヒテ

(附箋) 滅滅誤カ江本滅也

(ニ) 卷一四 四葉 鳴鞭訖贊

(附箋) 託贊 訖カ

江本可考

江本可考

江本可考